

第1章 計画の概要

〈目的〉

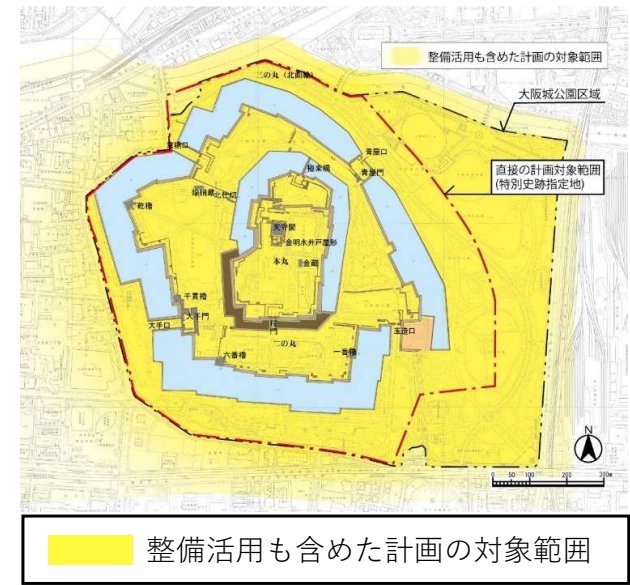
- ・特別史跡大坂城跡の城郭遺構の保存を前提に、水と緑豊かな、市民に親しまれる都心の歴史公園として整備・活用を推進する。
- ・急増する国内外からの観光客にとっての利便性・安全性をより向上させる。

〈計画の期間〉

短期：計画策定～令和9年度（2027）
中長期：令和10年度（2028）～およそ20年間

〈対象範囲〉

- ・特別史跡指定区域
- ・指定区域外ではあるものの三の丸跡などかつての大坂城に含まれ、大阪城公園として一体的に利用されている都市公園区域



〈経緯〉

- ・昭和28年（1953）3月 国史跡指定
- ・昭和30年（1955）6月 国特別史跡指定
- ・平成24年（2012）12月 「大阪都市魅力創造戦略」策定
- ・平成25年（2013）3月 「特別史跡大坂城跡保存管理計画」策定
- ・平成27年（2015）4月 大阪城パークマネジメント事業開始

〈計画検討会議〉

- ・大阪城の持つ特性を正しく把握し、一貫性のある整備・活用計画を検討するため、専門的な見地から客観的な意見を聴取する「特別史跡大坂城跡整備検討会議」を、平成29年7月～令和6年3月に、計10回開催。

第2～4章 史跡の概要、現状と課題

〈史跡指定の状況〉

- ①特別史跡
- ・指定名称：大坂城跡
 - ・所在地及び地域：大阪市中心部大阪城
 - ・指定種別：特別史跡
 - ・指定基準：二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
 - ・指定年月日：昭和28年（1953）3月31日
特別史跡指定年月日：昭和30年（1955）6月24日
 - ・管理団体指定：大阪市
- ②建造物指定等

- 1) 重要文化財
- ・名称：大阪城乾櫓、同千貫櫓、同金蔵、同金明水井戸屋形、同一番櫓、同六番櫓、同焰硝蔵、同大手門、同大手門南方塀、同大手門北方塀、同多聞櫓北方塀、同多聞櫓、同桜門
 - ・所在地：大阪市中心部大阪城
 - ・指定区分：重要文化財（建造物）
 - ・指定年月日：昭和28年（1953）6月13日
 - ・所有者名：国（文部科学省）
 - ・管理団体：大阪市
- 2) 登録有形文化財
- ・名称：大阪城天守閣
 - ・所在地：大阪市中心部大阪城1-1
 - ・所有者名：大阪市
 - ・登録年月日：平成9年(1997)9月3日
 - ・種別1：文化福祉、種別2：建築物
 - ・時代：昭和前、年代：昭和6年(1931)
 - ・構造及び形式等：鉄骨鉄筋コンクリート造8階建、建築面積1,199㎡

〈現状・課題〉

- ・現在の大坂城はその整備経過により様々な要素から構成されており、保存管理計画ではその要素について、特別史跡大坂城跡としての本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の諸要素とに区分。その要素区分ごとに現状と課題を整理。
- ・あわせて、保存管理計画において、地形地物、利用状況等や縄張に基づき、園内を10の地区に区分。その地区区分ごとに現状と課題を整理。

〈史跡を構成する諸要素〉

(1) 特別史跡大坂城跡の本質的価値を構成する諸要素	①	縄張、城郭を構成する石垣・堀など	
	②	歴史的建造物	
	③	地下遺構	
(2) 近代以降の大坂城特有の歴史的価値を構成する諸要素	④	近代以降の歴史資産	大阪城天守閣、軍事関連施設、近代化遺産など
(3) その他の諸要素	⑤	その他大阪城の歴史に関わるもの	碑・伝承地など
	⑥	文化財保存活用施設など	復元的施設、解説板など
	⑦	植栽など	
	⑧	公園施設	園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設など
	⑨	宗教施設	
	⑩	その他	遺物、記念碑など

〈地区区分〉

特別史跡指定	縄張	地区区分
指定地	本丸 内堀	本丸地区
		内堀地区
	二の丸 西の丸	二の丸南地区
		二の丸東地区
		二の丸北地区
		二の丸西（西の丸）地区
	外堀	外堀地区
	三の丸 他	外堀外縁南西地区
		外堀外縁北東地区
指定地外	三の丸 他	公園地区（特別史跡指定地外地区）

第5章 整備方針

〈基本理念〉

- ・特別史跡大坂城跡は、わが国を代表する城郭遺跡であることから、その整備にあたっては、文化財の保存と継承、文化財的価値の維持・普及を基本とする。
- ・歴史公園としての質の維持と向上、観光交流の中心拠点としての活用とを調和させた整備を実施する。

〈基本方針〉

- (1)文化財の保存と継承
学術調査研究の成果に基づき、特別史跡大坂城跡の本質的価値を構成する石垣や雁木、歴史的建造物など地上に現存する遺構、及び地下遺構を適切に保存し後世へ継承する。
- (2)文化財的価値の維持・普及
幕末期を基本としつつ大坂城跡の特徴である多様な時代性を豊かに表現し、多くの人が歴史的価値と魅力を体感することができる整備をめざす。
- (3)歴史公園としての質の維持と向上
大阪城公園の来訪者のニーズや利用実態などを踏まえつつ、歴史的景観

と、都市公園としての機能や姿との調和を見据えた施設整備を進めることにより、特別史跡の価値を学ぶことができる歴史公園としての質の維持と向上を図る。また、特別史跡内の景観を構成する主要な要素である植栽については、高木類の毎木調査を実施したうえで、本質的価値を構成する石垣や櫓跡などの遺構保存の観点を最優先に、歴史的背景、歴史的景観といったエリアごとの特性に基づいた管理計画を定め、歴史公園にふさわしい景観の質の維持と向上を図る。

(4)観光交流の中心拠点としての活用

国内外から集った観光客に歴史や文化を体感してもらうことができる、観光交流の中心拠点としても活用する。

〈地区別整備方針〉

(1)本丸地区

大坂城跡の中核的地区であり、徳川期の城郭遺構の保全・保存を最優先とし、遺構の顕在化をめざす。また、大阪城特有の価値である「歴史の重層性」を広く発信するため、豊臣期遺構の顕在化や近代以降の歴史資産の活用を推進する。

(2)内堀地区

内堀を構成する本質的価値である高石垣などの確実な保存を原則とし、空堀・水堀の環境を良好に維持し、実生木などを除去し、石垣の景観保持に努める。内堀に面した石垣上にかつてあった櫓について引き続き周知を図る。

(3)二の丸南地区

本丸の前面に位置し、来訪者が本丸に至る主要な動線となっている地区。重要文化財や徳川期の縄張り遺構の確実な保存を前提としながら、文化財の積極的な公開を図る。

(4)二の丸東地区

寄贈木を元に開園した観梅の場として、現存する城郭遺構の確実な保存に配慮しながら、適切な植栽管理を行う。

(5)二の丸北地区

二の丸の外側、二の丸の他地区、及び本丸地区への出入口があり、京橋口柵形東方の京橋口定番上屋敷跡・金奉行元屋敷跡（ばけもの屋敷跡）は樹林帯となっている。城郭遺構の確実な保存と歴史性に配慮しながら森林の維持を図り、生き物環境の保全と活用を行う。

(6)二の丸西地区

芝生広場を主体とした近代庭園を造成し「西の丸庭園」として開園した唯一の有料区域。観桜期には多くの市民、観光客が訪れる。現存する徳川期遺構の保存整備、重要文化財の積極的な公開を行いながら、広場空間を生かした催事・レクリエーションなどの場として活用する。

(7)外堀地区

広大な水堀からなる徳川期大坂城の防衛の要であることから、水質環境を保全し、石垣の保存との両立が困難な実生木などを除去し、雄大な景観保持に努める。

(8)外堀外縁南西地区

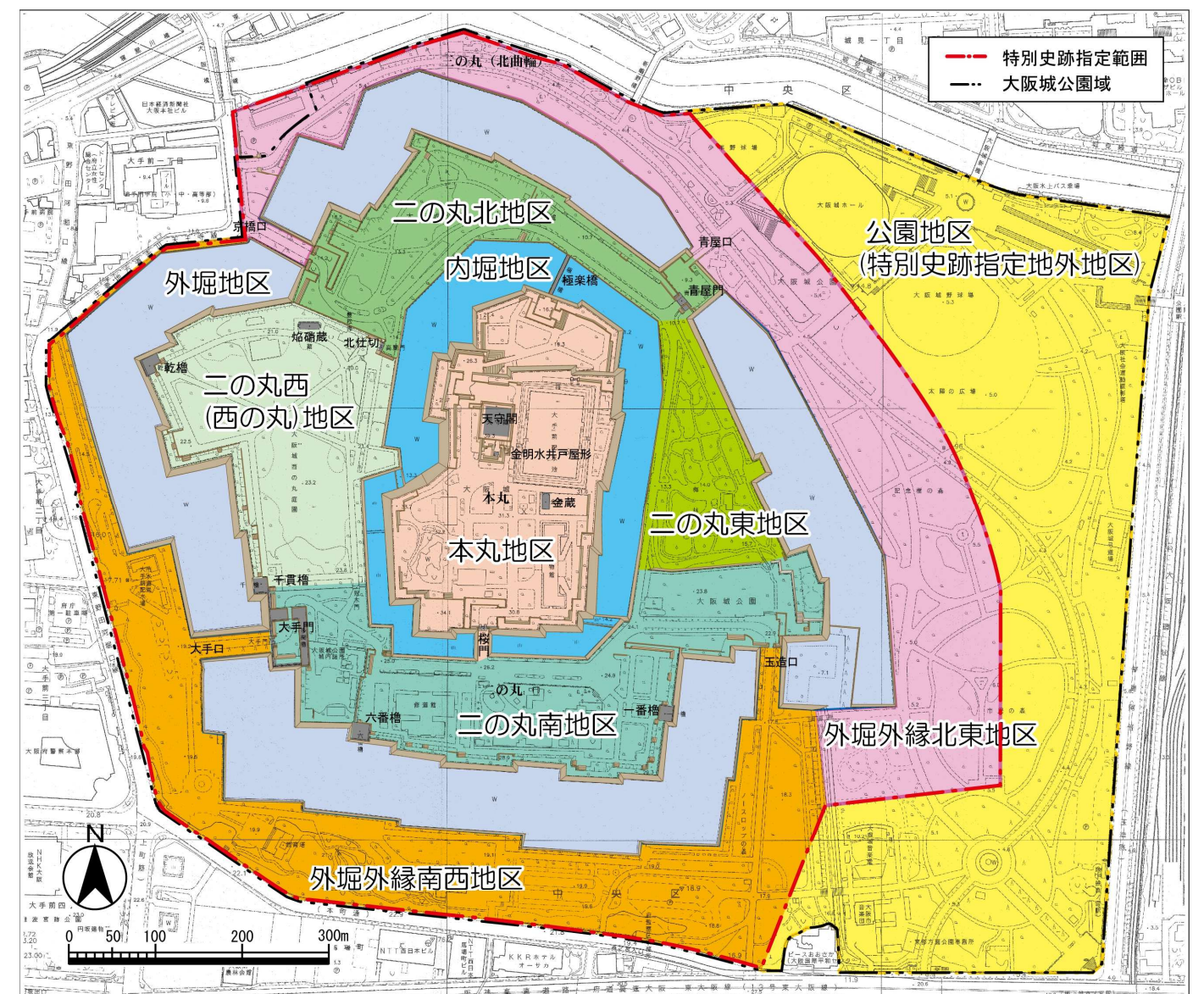
徳川期大坂城の外郭であり、大阪城の表玄関にあたることから、当時の史資料などの調査研究成果を反映した、この場にふさわしい景観整備を行う。城南地区については城郭遺構の歴史的景観を保持しつつ、植栽などの整備を行う。

(9)外堀外縁北東地区

徳川期大坂城の外郭として、東側に広がる森林公園と一体となった整備・活用する。

(10)公園地区

大阪城に誘う空間にふさわしい水と緑豊かな環境を保持する。史跡指定地外ではあるが徳川期大坂城の城域であるため、外堀外縁北東地区と一体のものとして活用を図る。



地区区分図

第5章 整備方針

〈事業別整備方針〉

- (1)石垣・歴史的建造物の保存・修復事業
- ・幕末の大坂城の姿の保存をめざし、計画的、継続的な石垣修復を行う。
 - ・石垣・建造物の修復記録及び各種調査成果の集約管理と共有化を図る。
 - ・徳川期石垣の基礎資料となる石垣の3D測量をドローン等を用いて行う。
 - ・石垣に悪影響を与えている樹木は、石垣修復工事などにあわせて計画的に伐採する。
 - ・歴史的建造物を後世へ確実に保存するため、補修・修理を行うとともに耐震化を検討する。また、消火設備の現状把握と必要な防火体制等を検討する。
 - ・近代以降の改変によって徳川期大坂城の縄張りが失われている地点は、旧状に戻すことが現時点では困難であっても、将来的な復元を見すえ検討を行う。
- (2)地下遺構の保存・活用事業
- ・大学や研究機関との連携によって調査研究を継続・深化させ、史跡指定地内の遺構とその周囲の遺構とを一体的に理解することができる整備をめざす。
- (3)近代以降の歴史資産の保存・活用事業
- ・近代以降の大阪城特有の歴史的価値を構成する諸要素等については、損傷の状況に応じて保存修理する。
- (4)歴史的景観の保全事業
- ・歴史的景観を保全するため阻害要因は除去するが、大阪城特有の歴史的価値を構成するものは存置する。
 - ・史跡にふさわしい景観を保全するため、エリア特性に応じてイベントを実施する。
- (5)植栽などの管理
- ・石垣など城郭遺構の保存を最優先として、歴史的背景、歴史的景観といった各エリアの特性に基づき、その質を高める植栽管理計画を策定し、維持管理を行う。
- (6)情報発信事業
- ・史跡の歴史や変遷、文化財としての価値や魅力が伝わるよう、調査研究の成果を集約し、失われた文化財の存在やその情報を様々な媒体、手法を使ってわかりやすく発信する。
 - ・サインや案内板などを設置する際には統一感のとれたデザインとし、歴史的景観を阻害しないよう工夫する。
 - ・市民ボランティアとの連携・協働による新たな見学コースの開発など、来訪者が大坂城跡の魅力に触れる機会を創出する。
- (7)公園及び公園施設の維持管理・整備事業
- ・劣化や不具合などが見られる施設は、だれもが安全で安心して快適に利用することができるよう、順次改修する。
 - ・園路・トイレ・ベンチなどの改修にあたっては、周辺の景観に配慮した措置を施す。
 - ・臨時的な立て看板や注意書きなどは配置や個数を随時精査するとともに、掲示効果を検証し、必要に応じて整理を行う。
 - ・車いすなどでの来訪者や視覚・聴覚に障がいのある来訪者が城内を散策しやすいよう、路面の勾配や段差などを示したマップ作成、サポート体制等を検討する。
 - ・災害時や緊急時のマニュアルを作成し、通信環境の改善を図る。
 - ・大阪城天守閣や石垣など公園内にある景観資源への効果的なライトアップを継続する。

第6章 事業計画

〈短期整備事業計画〔計画策定～令和9年度（2027）まで〕

- ・史跡の本質的価値を構成する石垣や歴史的建造物等の城郭遺構を良好な状態で後世に引き継ぐため、遺構の現状調査を踏まえ、引き続き、計画的な保存修復を実施する。あわせて、近代以降の歴史資産の保存に取り組む。
- ・国内外からの来訪者に史跡の価値と魅力をよりわかりやすく感じてもらえるよう、特に大坂城跡の中核をなす本丸地区において、大阪城特有の魅力である歴史の重層性の顕在化を図るための遺構の整備を進める。
- ・大阪城への来訪者が安全かつ快適に史跡を見学することができるよう、主要な出入口から本丸に至る人通りの多い場所について、優先的に施設改修等の安全対策を講じる。あわせて、史跡の魅力を戦略的に発信する。

整備目的			整備内容	地区区分	～R4年度 (2022)	R5年度(2023)	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)
(1)大阪城特有の価値・魅力を高める整備	1) 特別史跡大坂城跡の本質的価値に関連する整備	i) 整備 豊臣期石垣公開に関連する	① 豊臣期石垣公開施設整備	本丸地区	工事	工事	工事	公開 報告書作成		
					発掘調査報告書作成	発掘調査報告書作成				
			② 金蔵に関連する徳川期遺構の整備	本丸地区	設計		工事	公開 報告書作成		
			③ 馬印櫓、月見櫓間の雁木の整備	本丸地区	設計		工事	公開 報告書作成		
			④ 金蔵の視認性の改善	本丸地区	工事		工事	公開 報告書作成		
		ii) 石垣等の樹木の保存撤去復含む	⑤ 徳川期石垣の現況調査	公園地区以外	測量調査	測量調査	測量調査	測量調査	石垣カルテ等報告書作成	
					内堀／南外堀北面／西外堀東面／北外堀南面	東外堀西面／南外堀南面	南外堀南面／西外堀西面	北外堀北面／東外堀東面		
			⑥ 一番櫓南雁木の修復						方針確認	
(2)来訪者が安全かつ快適に利用できる	2) 近代以降の歴史資産の保存活用	iii) 歴史史的修建造物	⑦ 玉造門西雁木の修復	二の丸南地区						設計
										検討
			⑧ 重要文化財等の消火設備の改修	本丸地区・二の丸南地区・二の丸北地区・二の丸西地区		工事				
		iv) 環境整備	⑨ 旧第四師団司令部庁舎の改修	本丸地区			設計	工事		
			⑩ 通信環境の整備				検討	整備		
			⑪ トイレの改修				においの森／梅林／少年野球場	極楽橋下／大手前商店横／森ノ宮／弓道場横		
							工事	工事		
			⑫ 桃園・梅林の園路整備				工事	工事		
			⑬ 大阪城ホール前の照明設備改修				工事			
			⑭ 極楽橋ライトアップ					検討	実施	
(3)効果的な情報発信			⑮ 大阪城の見どころ解説資料の作成	全域			検討	作成・公開		
			⑯ 特別史跡標識・説明板の設置				検討	検討		
			⑰ 史跡等解説における多言語化・デジタル技術の活用				多言語対応解説板設置(R1年度)	解説動画・映像コンテンツ作成		
			⑱ 大手口における園内情報の発信					仮設案内所整備		
								ニーズ調査		

第6章 事業計画

〈中長期整備事業計画〔令和10年度（2028）からおよそ20年間〕〉

徳川期（幕末）の状態の保存を基本とし、史跡の本質的価値を構成する石垣・歴史的建造物等の城郭遺構の計画的な保存修復に引き続き取り組むとともに、史跡の歴史的・文化財的価値や魅力をより一層向上させ、それらを来訪者や市民と共有するための効果的な整備と情報発信に取り組む。

〈管理運営に係る取り組み〉

史跡の保存・活用に向けた管理運営に係る取り組みのうち、整備を伴わないものについては、緊急性や必要性の高いものから優先して実施する。

短期整備事業計画期間に実施するもの

	～R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)
① 現存する歴史的建造物の維持管理計画			調査	調査	検討	策定
② 乾櫓などの公開		検討	実施			
③ 旧第四師団司令部庁舎の文化財登録			検討	申請	登録	
④ 植栽管理計画			検討	策定		
⑤ イベントルール	検討	検討・作成	運用・更新			
⑥ ロードトレイン・エレクトリックカー等の景観への配慮	景観配慮型車両の検討・導入 (豊国神社前・極楽橋間)		自動運転車等の新形態モビリティの導入も含めた検討			
⑦ 城内の回遊性向上			検討	発信		
⑧ 災害時に必要となる情報の周知	多機能型観光案内表示板の整備					

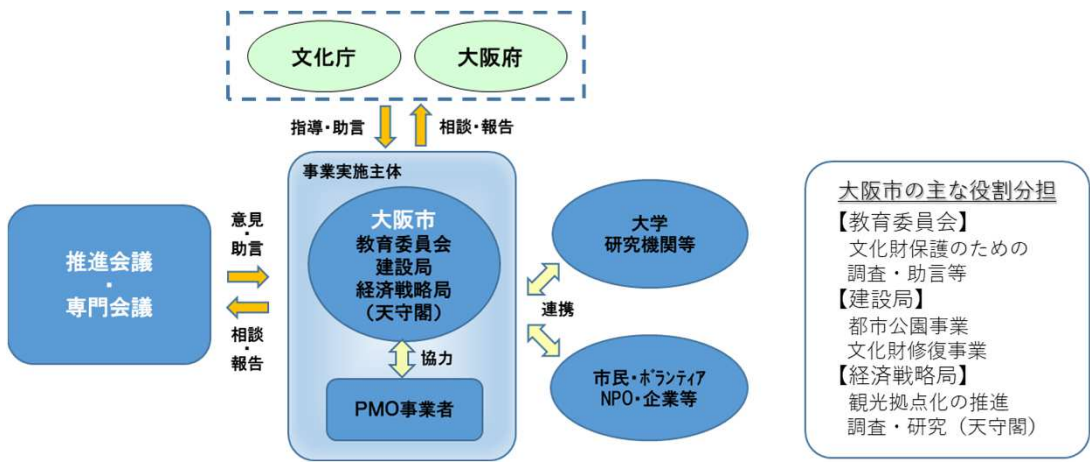


第7章 事業の推進体制と管理運営

保存管理計画及び本計画で定める整備方針・事業計画を関係者間で共有し、適切な実施手法の選択や着実な事業実施につなげていく。事業の実施過程を定期的に点検して課題・問題点等を洗い出し、方針・計画や事業の改善を行うための整備推進体制を構築し、そこでの議論を深めた上で適切に整備を推進する。

〈整備推進体制〉

- ・管理運営状況を踏まえ、史跡の本質的価値の保存・活用に向けた大規模な整備は施設所管部局が、維持管理に係る整備はPMO事業者が実施することを基本とし、整備にあたっては、大阪市教育委員会事務局文化財保護課が助言等を行う。
- ・文化財保護の観点からより適切な整備内容となるよう、計画段階から文化庁や有識者等へ相談を行うことを基本とし、保存管理計画及び本計画に定める整備方針や文化庁・大阪府の指導・助言を踏まえ、関係部局及びPMO事業者が定期的の実施事業に係る情報共有の場を持ち、関係者が連携して事業を進める。
- ・歴史的な背景や経緯を踏まえ、最新の調査・研究成果に基づいた整備とするため、大坂城跡の調査研究に関わる機関が定期的な情報交換を行う。
- ・必要に応じてこのほかの大学や研究機関、市民、NPO団体、民間企業等の多様な主体と連携を図り、より効果的な整備につなげる。



特別史跡大坂城跡整備推進体制イメージ

〈特別史跡大坂城跡整備推進会議の設置〉

- ・整備の事業計画や具体的手法の検討段階において、専門的な知見を持つ有識者の意見を聴取するため、外部有識者で構成する「特別史跡大坂城跡整備推進会議」（以下、推進会議という）を設置する。
- ・推進会議は、事業内容について助言するとともに、事業計画の進捗状況等を踏まえた課題や対応について検討を行い、概ね5年ごとに行う本計画見直しに向けた意見のとりまとめを行う。
- ・個別の事業実施にあたり、より専門的な検討が必要な場合には、専門会議を設置し検討を進める。